

【地方税法等の一部を改正する法律により船橋市都市計画税条例のうち令和6年4月1日施行を予定している内容】

① 宅地等及び農地に係る負担調整措置の延長等

(附則第5項から附則第10項まで、附則第12項、附則第13項、附則第17項)

固定資産税と同様、宅地等及び農地の急激な税負担の上昇を抑制する負担調整措置が延長されたことに伴い、都市計画税条例を改正するもの。

令和3年度～令和5年度 ⇒ 令和6年度～令和8年度

② その他規定の整備

(附則第2項、附則第3項、附則第5項、附則第10項、附則第12項、附則第15項、附則第16項)

地方税法の改正（項ずれ及び廃止等）による規定の整備